

## 掛川市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項により準用する同法第16条第1項の規程に基づき掛川駅前東街区第一種市街地再開発事業の変更計画を下記1により公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、当該変更計画について意見があるときは、下記2により静岡県知事に意見書を提出することができる。

平成26年3月17日

掛川市長 松井三郎

### 記

#### 1 事業計画の縦覧

(1) 組合の名称

掛川駅前東街区市街地再開発組合

(2) 縦覧の場所

ア 掛川市都市建設部都市政策課

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所本庁舎3階

イ 掛川市都市建設部都市政策課中心市街地活性化推進室

掛川市連雀1番地の14 連雀ニューセンター2階

(3) 縦覧の期間

平成26年3月18日（火）から平成26年3月31日（月）まで（土曜及び休日を除く。）

(4) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 2 意見書の提出

(1) 提出期限

平成26年4月14日（月）

(2) 提出先

静岡県交通基盤部都市局市街地整備課

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館12階